

適正化通知の概要について

適正な事務実施の確保

農地の売買・貸借の許可、転用案件への意見具申

【事務処理の迅速化】

- 申請に必要な書類・記載マニュアル等について、市町村のホームページ等へ掲載
- 総会の弾力的開催、標準処理期間の短縮等

【判断の透明性・公平性の確保】

- 1件ごとに審査基準の各項目に照らし審査。併せて、審査の判断根拠を明確化
- 総会での指摘や許可条件、不許可の理由等について明確に説明
- 審議過程のすべてを詳細に記した議事録の作製、市町村のホームページ等へ掲載

遊休農地対策

- 市町村担当部局など地域で遊休農地対策を推進する組織と連携して、遊休農地の解消に向けた取組を実施

活動目標・計画の策定

- 次の活動について、目標及びその達成のための計画を策定、市町村のホームページ等へ掲載
 - ・遊休農地の調査及び遊休農地の所有者等への指導
 - ・認定農業者等担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積

活動内容に対する点検・評価の実施

- 活動内容について、地域農業者等からの意見等を踏まえ、点検・評価
- 点検・評価結果は国へ報告